

2021年度版教員採用試験対策「参考書」シリーズ正誤表

2021年2月25日

協同出版

弊社の出版物に以下の誤りがありました。謹んでお詫びするとともに、下記のように訂正いたします。

◆正誤表に掲載されていない正誤に関する疑問点がございましたら、下記項目をご記入の上、電子メール、FAX、または郵送にてお送りいただくようお願いいたします。

① 書籍名、都道府県(学校)名、年度

教員採用試験シリーズの場合は過去問、参考書等もご記入ください。

(例：東京都教員採用試験参考書シリーズ 小学校全科 20〇〇年度版)

② ページ数、問題番号

書籍に記載されているページ数、問題番号をご記入ください。

③ 正誤についての問い合わせ内容

内容は具体的にご記入ください。(例：問題文では“ア～オの中から選べ”とあるが、選択肢はエまでしかない など)

〔送付先〕

○ 電子メール：edit@kyodo-s.jp

○ FAX：03-3233-1233 (協同出版株式会社 編集制作部 行)

○ 郵送：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-5 協同出版株式会社 編集制作部 行

〔ご注意〕

○ 電話での質問や受験相談等につきましては、受付けておりませんのでご注意ください。

○ 正誤表の更新は適宜行っております。

○ いただいた疑問点につきましては、当社編集制作部で検討の上、正誤表への反映を決定させていただきます(個別回答は、原則行っておりませんのでご了承ください)。

自治体別受験データと学習法

県名	教科名	章	ページ数	項目	誤	正
大阪府	教職・一般 教養	受験データ と学習法	4	大阪府・大阪市・堺市・豊能地区の教 職・一般教養・傾向と対策	配点が150点満点なので1問各3点と見てよい。	配点が150点満点なので1問各5点と見てよい。

各章

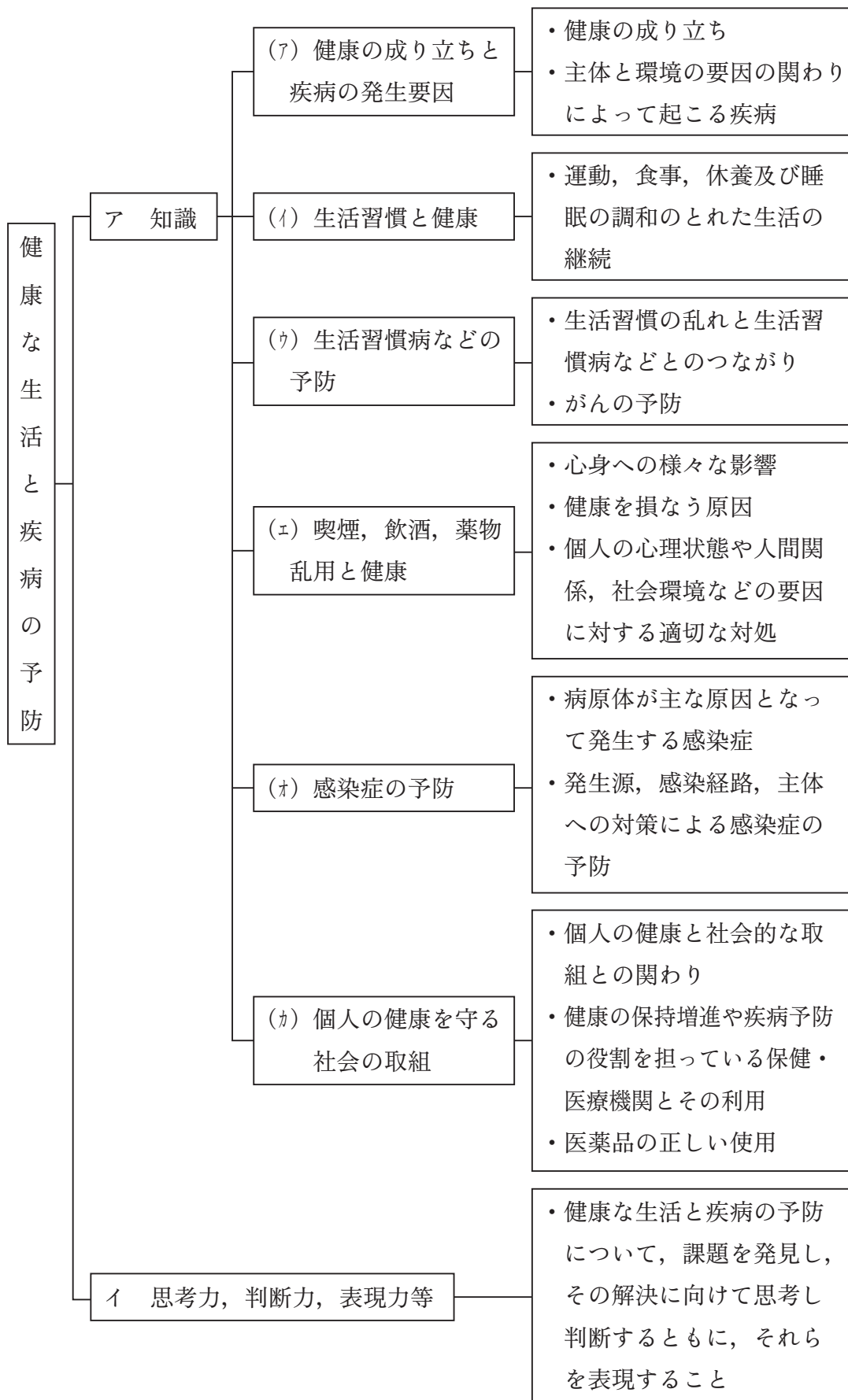
	教科名	章	項目名	該当箇所	誤	正
千葉県	教職一般	第2章 教育原理	キャリア教育	9 基礎的・汎用的能力の内容	■人現関係形成・社会形成能力	■人間関係形成・社会形成能力
大阪府	教職一般	第11章 文章読解・数的処理	数的処理(資料解釈)	演習問題1	解説 5 5. 誤り。スペインに関しては、2000年における自動車の輸出台数の方が、2010年の輸出台数よりも多くなっていることが表から読み取れる。	解説 5 5. 誤り。スペインに関しては、2000年における自動車の輸出台数の方が、2015年の輸出台数よりも多くなっていることが表から読み取れる。
大阪府	教職一般	第11章 文章読解・数的処理	数的処理(資料解釈)	演習問題6	解説 1. 「卸売業、小売業」に関する事業所数はおよそ1,407,575であり、「宿泊業、飲食サービス業」の事業所数はおよそ725,954なので、1.9倍である。	解説 1. 「卸売業、小売業」に関する事業所数はおよそ1,407,575であり、「宿泊業、飲食サービス業」の事業所数はおよそ720,412なので、1.95倍である。
愛知県	小学校	第4章 理科 地学(天気の変化)	215	温暖前線の断面図	左から 暖気 積乱雲 高層雲 巻層雲 巻雲	左から 暖気 乱層雲 高層雲 巻層雲 巻雲
東京都	保健体育科	学習指導要領	中学校 学習指導要領	●保健分野の内容 (1)～(4)の各図		(1)別紙参照
大阪府	小学校教諭	第2章 社会科	歴史(古代)	例題4〈平安時代〉	(1)④ オ	(1)④ エ
埼玉県	国語科	第3章 現代文(小説)	内容把握	例題一	解答、解説	別紙参照
埼玉県	国語科	第5章 漢文	句法と解釈	例題三	本文、解答、解説	別紙参照

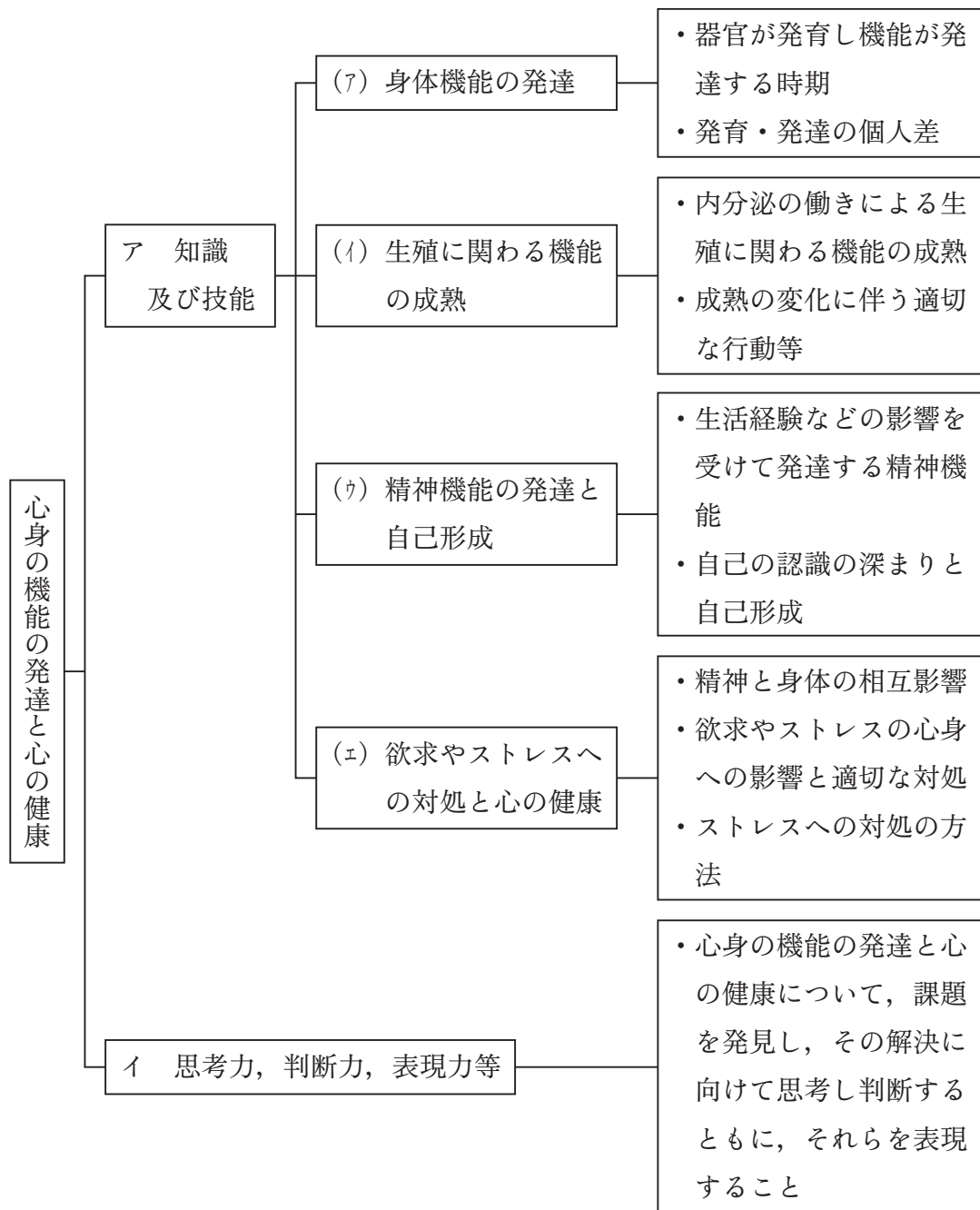
	教科名	章	項目名	該当箇所	誤	正
東京都	社会科	第2章 中高 日本史	中世	例題5	解説 ③ 政所ではなく侍所が正しい。 ④ 北条氏ではなく上杉氏が正しい。 ⑤ 土倉役・酒屋役ではなく段銭・棟別銭が正しい。	解説 ③ 政所ではなく侍所が正しい。赤松・山名以外の四職は一色・京極。 ④ 北条氏ではなく上杉氏が正しい。 ⑤ 土倉役・酒屋役ではなく段銭・棟別銭が正しい。また、室町幕府が九州統制のために設置したのは九州探題である。
愛知県	社会科	第2章 高校 地理	日本の地誌	関東・中部地方	⑧関東ローム層 ⑩豊田 の位置が誤っている。	別紙参照
富山県	数学	第2章 方程式と不等式		例題16	解答：67, 68, 69, 69 解説：(途中略) $-(a+2)/4 < x < 3/7$ をみたく整数が20個であるから、整数は $-17 \sim 2$ である。 よって、 $-18 < -(a+2)/4 < -17$ $68 \leq a+2 < 72$ $66 \leq a < 70$ aは整数であるから a=66, 67, 68, 69, 69	解答：67, 68, 69, 70 解説：(途中略) $-(a+2)/4 < x < 3/7$ をみたく整数が20個であるから、整数は $-17 \sim 2$ である。 よって、 $-18 \leq -(a+2)/4 < -17$ $68 < a+2 \leq 72$ $66 < a \leq 70$ aは整数であるから a=67, 68, 69, 70
東京都	数学	第10章 微分・積分		例題2	(2)の極限値の式中で、 limの下の表示が $x \rightarrow \infty$ になっているのが間違い。	(2)の極限値の式中で、 limの下の表示は $n \rightarrow \infty$
長崎県	数学科	学習指導法	高等学校例題3	解説 (証明例) (2) 2行目の式	$\frac{dy}{dx} = -\frac{y}{x}$	$\frac{dy}{dx} = -\frac{x}{y}$
千葉県	家庭科	第2章 高齢者の福祉	高齢者の福祉	例題1	解答 (1)③ 健側	解答 (1)③ 患側
京都府	保健体育科	陸上競技	短距離走・リレー	リレー競技の競技規則	リレーのバトンパスのルールが2018年の改正前のものになっている。	別紙参照

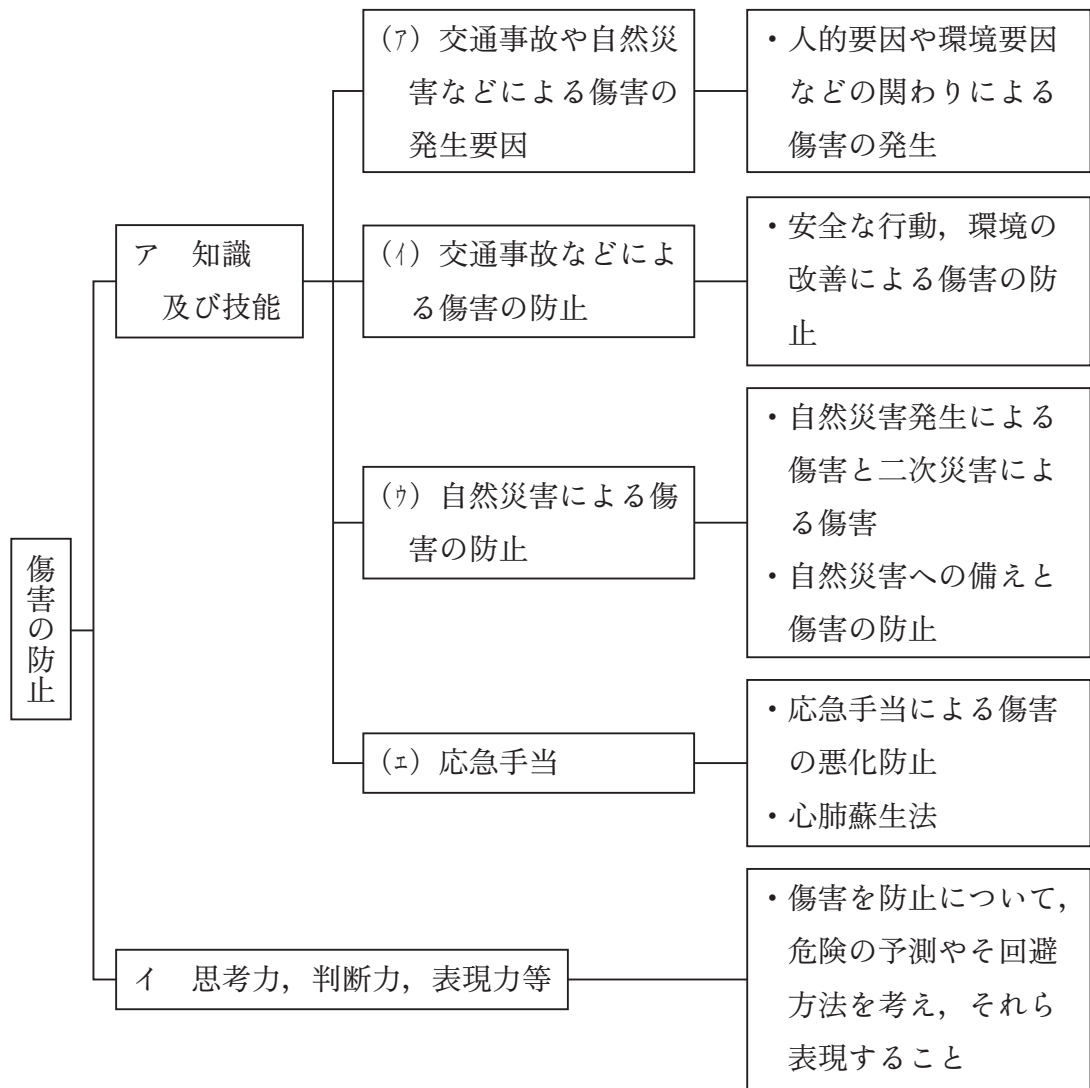
	教科名	章	項目名	該当箇所	誤	正
千葉県	保健体育科	第2章 器械運動	器械運動	跳び箱運動 ●跳び箱運動の主な技の例示 跳び箱運動の主な技の例	切り返し系の発展技 屈伸跳び	切り返し系の発展技 屈身跳び
千葉県	保健体育科	第2章 器械運動	器械運動	例題1	解答 b, d	解答 b, d, e
千葉県	保健体育科	第5章 球技	球技	ハンドボール 例題3	問3 解答 ア, イ, エ 解説 ア：ゴールキーパースローしたボールに、他のプレイヤーが触れる前にゴールエリアから出て触れると、ボールを持って出たことになる。その場合は、相手チームにフリースローが与えられる。 イ：ゴールエリアライン上とその内側では、ゴールキーパーはボールを持っていても、この中であれば制限なく歩くことができ、脚を使って相手のシュートを防ぐことができる(あくまでも止めるだけであり、ボールを蹴るのは反則)。エ：持ち込むと反則であり、相手チームにフリースローが与えられる。	問3 解答 ア, イ, エ, オ 問3 ア：ゴールキーパースローしたボールに、他のプレイヤーが触れる前にゴールエリアから出て触れると、ボールを持って出たことになる。その場合は、相手チームにフリースローが与えられる。 イ：ゴールエリアライン上とその内側では、ゴールキーパーはボールを持っていても、この中であれば制限なく歩くことができ、脚を使って相手のシュートを防ぐことができる(あくまでも止めるだけであり、ボールを蹴るのは反則)。エ：持ち込むと反則であり、相手チームにフリースローが与えられる。 オ：ゴールキーパーは、ゴールエリア内では全身のどの部分で触れてもよい。
千葉県	保健体育科	第5章 球技	球技	ラグビー ●得点の構成	ペナルティートライ……5点	ペナルティートライ……7点
千葉県	保健体育科	第5章 球技	球技	ラグビー 例題4	a 解答 ② 解説 アの得点方法は、トライが5点、ペナルティートライが5点、コンバージョンゴール(トライ後のゴール)が2点、ドロップキックのゴールが3点、ペナルティークickのゴールが3点と定められている。	a 解答 ④ 解説 アの得点方法は、トライが5点、ペナルティートライが7点、コンバージョンゴール(トライ後のゴール)が2点、ドロップキックのゴールが3点、ペナルティークickのゴールが3点と定められている。
神奈川県	保健体育科	第2章 器械運動	器械運動	跳び箱運動 ●跳び箱運動の主な技の例示 跳び箱運動の主な技の例	切り返し系の発展技 屈伸跳び	切り返し系の発展技 屈身跳び
神奈川県	保健体育科	第5章 球技	球技	バレーボール 例題4	(1) 両チームは、12人の競技者のリストの中から専門的な守備のためのリベロ・プレイヤーを1人登録する権利を持っている。	(1) 両チームは、12人の競技者のリストの中から専門的な守備のためのリベロ・プレイヤーを2人登録する権利を持っている。

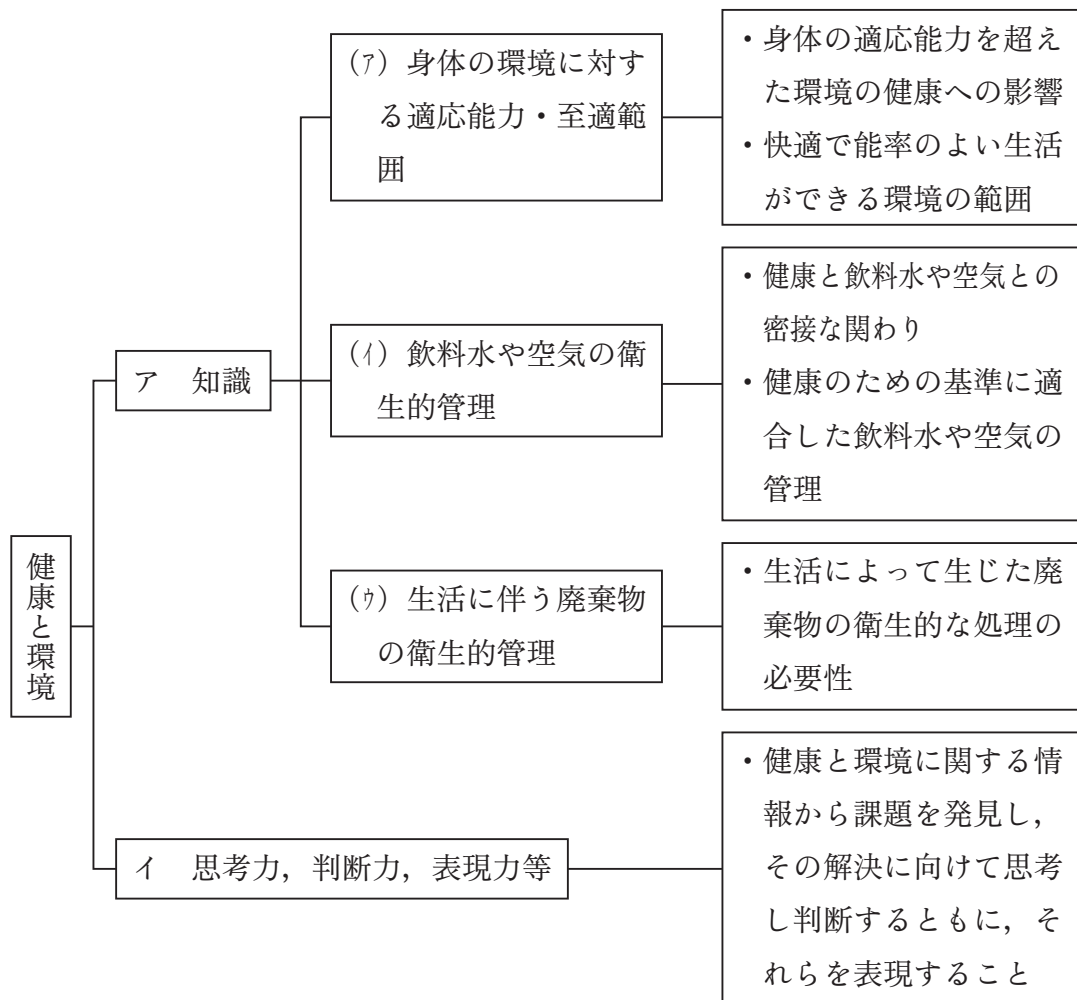
	教科名	章	項目名	該当箇所	誤	正
群馬県	特別支援	特別支援教育の制度	特別支援教育の制度	例題1	次の(1)～(7)の文は、特別支援学校の教育等について述べたものである。	次の(1)～(5)の文は、特別支援学校の教育等について述べたものである。
神奈川県	特別支援	特別支援教育の体制整備	特別支援教育の体制整備	例題7	肢②、③のウ 医療等	肢②、③のウ 労働等
茨城県	特別支援学校教諭	第10章 知的障害		例題1	解説(2) 2 ターナー症候群は15番染色体の異常で、一般には知的レベルは正常である。空間認知、方向感覚等の認知障害や、記憶力低下を併発する。	解説(2) 2 ターナー症候群はX染色体の異常で、一般には知的レベルは正常である。空間認知、方向感覚等の認知障害や、記憶力低下を併発する。
兵庫県	特別支援学校教諭	第5章 学習指導要領と教育課程の編成	学習指導要領と教育課程の編成 VI. 自立活動の内容	☞チェック!	□ 自立活動の内容 人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されている。内容は、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つの区分26項目に分類・整理されている。	□ 自立活動の内容 人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されている。内容は、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つの区分27項目に分類・整理されている。
兵庫県	特別支援学校教諭	第5章 学習指導要領と教育課程の編成	学習指導要領と教育課程の編成 VI. 自立活動の内容		2. 具体的な指導内容は、6つの区分26項目の中から必要とする項目を選定し、それらを相互に関連づけて設定する。1つの指導目標を設定したとしても、目標を達成するためには、指導内容が複数の区分や項目に該当する場合も出てくる。これらの複数の区分や項目を組み合わせて具体的な指導内容を検討することが必要である。	2. 具体的な指導内容は、6つの区分27項目の中から必要とする項目を選定し、それらを相互に関連づけて設定する。1つの指導目標を設定したとしても、目標を達成するためには、指導内容が複数の区分や項目に該当する場合も出てくる。これらの複数の区分や項目を組み合わせて具体的な指導内容を検討することが必要である。
兵庫県	特別支援学校教諭	第5章 学習指導要領と教育課程の編成	学習指導要領と教育課程の編成 VI. 自立活動の内容		以下に6区分26項目について示す。	以下に6区分27項目について示す。
長崎県	特別支援学校教諭	第3章 特別支援教育の体制整備	特別支援教育の体制整備	例題4		別紙参照

	教科名	章	項目名	該当箇所	誤	正
長崎県	特別支援学校教諭	第6章 個別の教育支援計画, 個別の指導計画	個別の教育支援計画, 個別の指導計画	例題1	解説 (3) 自立活動は児童生徒の実態に応じて目標・内容が大きく異なるため、抽象的な表現が多いのが特徴といえる。その分、内容把握がしやすいので、十分学習しておきたい。	解説 (3) 自立活動は児童生徒の実態に応じて目標・内容が大きく異なるため、抽象的な表現が多いのが特徴といえる。その分、内容把握がしやすいので、十分学習しておきたい。
群馬県	特別支援	特別支援教育の制度	特別支援教育の制度	例題5	2 イ～ウの下線部について、内容が正しければ○を記入し、誤っていれば正しい語句に訂正せよ。 解答：2 イ 遅滞 ウ 医療	3 イ, ウ, オの下線部について、内容が正しければ○を記入し、誤っていれば正しい語句に訂正せよ。 解答：2 イ ○ ウ 遅滞 オ 医療
栃木県	養護教諭	第2章 学校環境衛生基準	学校環境衛生基準	例題6	解答 (4) 暗くなった光源や消えた光源は、電球・蛍光灯等の老朽化やその他の要因によるものかのチェック等を行い、光源の交換や修理を行っても照度が不足する場合は消灯すること。	解答 (4) 暗くなった光源や消えた光源は、電球・蛍光灯等の老朽化やその他の要因によるものかのチェック等を行い、光源の交換や修理を行っても照度が不足する場合は増灯すること。
栃木県	養護教諭	第8章 救急処置・解剖	救急処置・解剖	例題3	(2) ① 傷病者の呼吸を確認し、死線期呼吸が認められる場合は、心停止と判断し直ちに心肺蘇生を開始すべきである。	(2) ① 傷病者の呼吸を確認し、死 線 期呼吸が認められる場合は、心停止と判断し直ちに心肺蘇生を開始すべきである。
広島県	養護教諭	第3章 健康診断	6 栄養状態, その他	例題9	法令改正のため、不適當な問題	別紙参照 ※法令改正後の問題へ全面差し替え。
広島県	養護教諭	第7章 感染症	注意すべき感染症の対処	例題5	解説 ①の「2週間」は「1週間」の誤りである。	解説 ①の「2週間」は「4週間」の誤りである。









埼玉県・さいたま市の国語科

良沢は、きっぱりした口調で言った。

達は、きびしい父の表情に口をつぐんだ。

珉子が、新しい銚子をはこんできた。

「父上は、そのようなお人だ。学の道をきわめようとつとめておられる父上のような方を親にもって幸せと思わぬか、達」

珉子の言葉に、達は、寂然としない表情をしながらも、

「はい」

と、答えた。

(吉村 昭『冬の鷹』より)

※注 良沢：前野良沢（一七二三～一八〇三）豊前中津藩医 「ターヘル・アナトミア」の翻訳に携わった

問一 傍線部①「オランダ語修得」のために必要な要素はどういうことだと良沢は考えているか。本文中から十
字以内で抜き出せ。

問二 傍線部②「会う気はない」と良沢が言う理由を本文中から二点あげよ。

問三 傍線部③「西にすぎなく断わられた」理由は何だと良沢は考えているか、説明せよ。

問四 傍線部④「私の学」の目的は何か、本文中の語句を用いて答えよ。

【解答】問一 天賦の才と根気 問二 (解答例) 来訪者はオランダ語修得を軽い気持で考えていると思われるか

ら。等 (解答例) 他人に教授するところか、自ら勉強しなければならぬ身であったから。等

問三 (解答例) オランダ語を修得するためには長い歳月と身をすりへらすような研鑽が必要で、それができる

者は、ごくわずかだから。等 問四 (解答例) 完全な訳書を完成させること。等

解説 意味上から大きく分けると二段落だが、結びの部分の部分を独立させ三段落として、要点を整理する。

I (良沢は、玄白の耳にしたように……)

- ・ 家にとじこもっている良沢を、かれが「解体新書」の訳業の中心であったことを知って、多くのオランダ語修得を志す者が訪れたが、良沢は「会う気はない」と腹立たしく追い返した。
- ・ 十年前に西善三郎にオランダ語修得を懇願した時、すげなく断られたのが、今では理解できた。
- ・ 良沢の学力はオランダ語の訳読では比肩する者がない域に達している。今回の訳業で天下に実証し得たという自負も強かったが、それまでに十年間の歳月と、身をすりへらすような研鑽を要した。ここまで来られたのは、生来の豊かな才能と、不幸な境遇につちかわれた根気の故だ、と思っていた。
- ・ そうした天賦の才と根気に恵まれた者は、自分以外には存在しない、と思った。
- ・ そうした困難な仕事であるのに、訪ねてくる者は、オランダ語修得を軽い気持ちで考えている。
- ・ 良沢自身、他人に教授するどころか、自ら勉強しなければならぬ身で、余分な時間はない。

II (外部との交渉を断ったかれが……)

- ・ 世間の噂は息子の達を通してのみ耳にした。達は良沢が玄白らと苦しい歳月を送ったことを知っていた。
- ・ 「解体新書」の訳者に父の名がないのを、達はいぶかしみ、大いに不服だった。
- ・ 書の評判が高まり、杉田玄白の名が広く知られるようになり、達は堪えかねて問う。「父上の名は、なぜあの訳書にしろされてはいないのですか」「玄白殿らの故意にしたはかりごとではないのですか。」
- ・ 良沢はたしなめて言う。「……私が辞退した故だ。」なぜかと重ねて問う達に、良沢は答える。
- ・ 「私の学は、名を得るためのものではない。……名声のための出版は意に染まらぬから、あえて固辞した。……出版は尊い意義をもつが、(辞退したのは)あの書が完全な訳書ではないからだ。」

・不完全なものでも世のためになるのなら出版すべきという考えもあるが、「しかし、私はちがう。…私は完全な翻訳を志している。それが、私の道だ。…余生をそれに賭ける」と、良沢はきっぱり言う。

Ⅲ (達は、きびしい父の表情に口をつぐんだ。…)

・母の言葉。「学の道をきわめようとつとめておられる父上のような方を親にもって幸せと思わぬか。」

問一～問三は第Ⅰ段落(「オランダ語修得」に関する部分)から、問四は第Ⅱ段落(「良沢の学問に対する姿勢」に関する部分)からの出題。

問一 内容説明問題。「良沢の学力は…」の段落で、「オランダ語の訳読に関するかぎり…卓越した存在で…比肩する者のいない域に達している」ことを「それ」で表して、「…天下に実証した」「…研鑽を要した」「…故だとも思っていた」と書かれている。最後の「…故だ」に示されたのが、必要な要素と考えればよい。つまり訳業に適した良沢の生来の才能と、幼時からつちかわれた根気とである。次の行に「そうした」で受けて「天賦の才と根気」が出ている。

問二 理由説明問題。「会う気がない」と言った理由は、第Ⅰ段落のポイントである。「二点」に注意。「そうした困難な仕事であるのに、…来訪してくる者は」以下に注目する。まず、「オランダ語修得を軽い気持ちで考えている…」すでに教育方法も確立している漢学の塾にでも入るような気持」でくると憤慨している。さらに次の文で「他人に教授するどころか、自ら勉学しなければならぬ身であった」と、自らの側の理由が示されている。第Ⅱ段落で自分の学問が不十分だと語るが、それと合わせてこの部分を押さえることが必要である。

問三 理由説明問題。「西にすぎなく断わられた」ことは、十年前の良沢にとっては悔しいことであったが、自分の学力がこの域に達した今となって思い返すと、理解できるというのである。その後の十年間の身をすりへらすような研鑽を振り返りつつ、安易に教えを乞いに来る者を追い返すことこそが、いかに重要かを実感している。断られたからこそ、自身の天賦の才と根気によって学力をみがかくことができた。とはいえ、それができ

るのは自分以外にあるまい、と思えるほど、まれであって、極めて難しい。そういうことを当時の西が知っていたのである。良沢の才があつてさえ、十年の研鑽を要した点を押さえる。

問四 内容説明設問。第Ⅱ段落のテーマが「私の学」である。まず「名を得るためのものではない」と言う。一般の人は「名声を得たいという欲望」から自分の学問を未熟のまま発表したがったり、翻訳でいえば不完全な訳でも世のためになると思えば出版すべきだと考えたりするが、「私は、ちがう」と良沢ははっきり言い、「私は完全な翻訳を志している」と断言する。この言葉が「目的」を示している。「完全な翻訳をした書物を出版すること」が志のすべてで、その時初めて、訳者として名を付す、という気持ちである。

例題二

次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

娘が小学校に入つてしばらくして、PTAのバザーで、リフォームなるものの实例を見た。「リフォームは修理にすぎ当て」としか思つていなかった伸子の前にあつた子供服は、伸子の偏見を覆すようなものだった。

父親の古いワイシャツが、可愛らしいエプロンドレスになつていた。流行遅れのワンピースが、新しい感覚のシャツブラウスになつていた。何も知らずにそれを見て、それが「リフォーム」というものだとは知らされて、伸子の中で動くものがあつた。

伸子は暇だった。「無駄に自分の時間を潰している」という悔いが、いつもあつた。格別にミシンを踏みたいという気はなかつたが、「ミシンを踏むことぐらひは出来る」と思つた。「洋裁の一通りぐらひは心得ているはずだ」と、家庭科の時間の記憶を振り返つた。「私は、ミシンの音を聴いて育つたのだから」と、内職をしていた母親の後ろ姿を思い出した。

「私は決してズブの素人ではない」という思いが、伸子をその方向へ押しやつた。本屋には、『やさしいリフォーム』という、その方の手引き書も置いてあつた。問題はミシンを買うことだけだったが、それくらいの預金は

例題三

次の文章を読んで、問一から問六に答えよ。

宋清、長安西部薬市人也。居善薬。有自山沢来者、必歸宋清氏。清優主之。長安医工、得清薬、輔其方、輒易讎、咸譽清。疾病疔瘍者、亦皆樂就清求薬、冀速已。清皆樂然響。雖不持銭者、皆与善薬、積券如山、未嘗詣取直。或不識遙与券、清不為辞。歳終、度不、能報、輒焚券、終不復言。市人以其異、皆笑之曰、「清、蚩妄人也。」或曰、「清其有道者歟。」清聞之曰、「清、逐利以活妻子耳、非有道也。然謂我蚩妄者亦謬。」

清居薬四十年、所焚券者、百數十人、或至大官、或連数州、受俸博、其餽遺清者、相属於戸。雖下不能立報、而以餘死者千百、不害清之富也。清之取利遠、遠故大。豈若小市人哉。一不直、則怫然怒、再則罵而仇耳。彼之為利、不亦翦翦乎。吾見之有在也。清誠以是得大利。又不し為妄、執其道不し廢、卒以富。

求者^{ムル}益^ハ衆^ク、其^ノ心^{ズル}益^{コトモ}広^シ。或^{イハ}斥^ク棄^ク沈^シ靡^{シテ}、親^ト与^レ交^ル、視^ル之^{コト}落^ク然^{タル}者^モ、清^ハ不^ク以^テ怠^ラ、遇^ヘ其^ノ人^ニ、必^ズ与^ニ善^ク、藥^ヲ如^シ故^ノ。一^ニ旦^ニ復^ス柄^ヲ用^ニ、益^ク厚^ク報^ユ清^ニ。其^ノ遠^ク取^ル利^{コト}、皆^レ類^レ此^ニ。

(『唐宋八家文』より)

※1 蚩妄：おろかももの

※2 餽遺：おくりものをする

※3 翦翦：けちくさい

※4 柄用：政権を取ること

問一 二重傍線部 a 「自」 b 「輒」 c 「冀」 d 「逐」 f 「卒」の本文での読みを答えよ。但し、必要な場合は送り仮名を添え、現代仮名遣いで記せ。

問二 二重傍線部 e 「謬」 g 「交」 h 「故」の本文での意味を答えよ。

問三 傍線部①「未嘗詣取直」、傍線部④「豈若小市人哉」はどのように読むべきか。すべて平仮名(現代仮名遣い)で書け。

問四 傍線部②「終不復言」を口語訳せよ。

問五 反語形を用いて感嘆を表している部分を抜き出せ。

問六 傍線部③「遠故大」を、必要な語句を補いながら意味が通じるように口語訳せよ。

解答

問一 a より b すなわち c こいねがう d おいて f ついに 問二 e 誤り

g 友人 h 以前 問三 ① いまだかつていたりであたいをとらず ④ あにしようしじんのごとく
ならんや 問四 例 ついに二度と催促しなかった 問五 不亦翦翦乎 問六 例 宋清が売薬で利益を得る
のは遠い先であるが、それだけにかえて利益が大きい。

解説 各段落の大筋は次の通り。

第一段落 宋清は長安で薬屋を営み、善薬を置いていた。医者も宋清の薬を使ったので、評判になって売りやすかった。患者たちは早く病気が治ることを願って宋清の薬を求めにやって来た。そのため薬の借用书が山のよりに積もったけれども、宋清は一度も取り立てに行ったりせず、借用书も燃やしてしまった。商人たちは宋清を愚か者だと笑ったり、逆に道徳家だろうかと言ったりしたが、宋清はそのどちらでもないと否定した。

第二段落 宋清が薬を商った四十年間に、当座は薬代を払えなかったものの、その後出世して豊かになり宋清に贈り物をする者が絶えなかった。宋清が利益を得るのは先であるが、かえってその利益は大きい。その場の利益にとらわれ、金を払わないと腹を立てるような小商人こそ笑うべきである。宋清は落ちぶれた者でも差別せずに善薬を与えた。いったんその者が勢力を盛り返すと宋清に厚く報いた。宋清が遠い先に利益を得るのはみなこの類である。

問一 aの「自」は「より」と読む前置詞。bは接続詞。fは副詞。

問三 ①「未嘗」は「いまだかつて〜ず」と読む。「詣」は「いたる」、「直」は「あたひ」と読む。〜まだ一度も代金を取り立てに行つたことはないの意。返り点は「未^ニ嘗^レ詣^テ取^リ直^ス」。

④「豈^ク哉」は「あに〜んや」と読む反語形。「若」は「ごとし」と読むが、反語に続けるために「ごとく」と未然形にする。「小市人」は、小商人の意。返り点は「豈^ニ若^ニ小市人^一哉」。

問四「終」は「つひに」と読む副詞。「不復」は「また〜ず（＝二度と〜ない）」と読む部分否定の形。薬の代金を催促しなかったということ。

問五「不亦〜乎（また〜ずや）」の詠嘆形。

問六「遠き故に大なり」と読む。

愛知県の社会科

□関東・中部地方

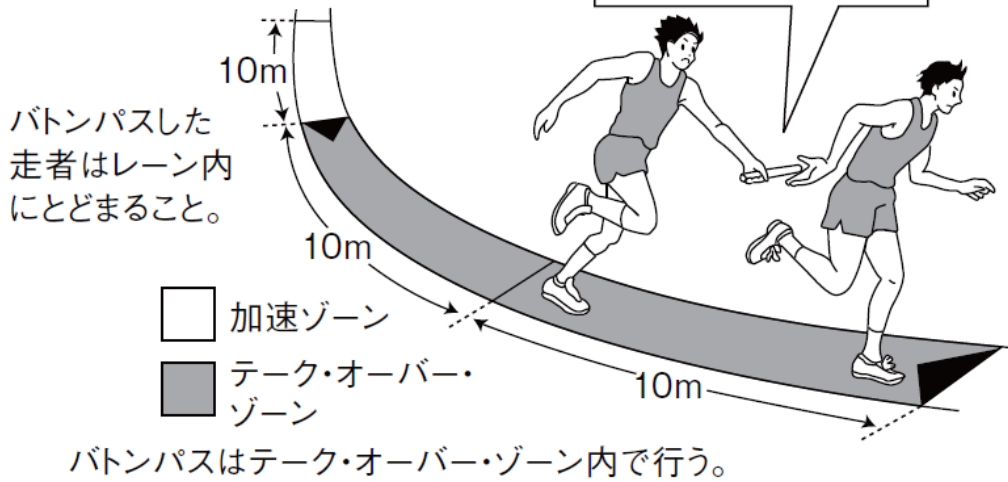


- ①—福島県浜通り(原子力発電所)
- ②—鹿嶋市(臨海工業地域, 掘り込み式港)
- ③—つくば市(筑波研究学園都市, 万博)
- ④—成田(門前町, 新東京国際空港)
- ⑤—九十九里平野(海岸平野, 納屋集落)
- ⑥—京葉工業地域
- ⑦—京浜工業地帯
- ⑧—関東ローム層(火山灰が堆積)
- ⑨—富士山(世界文化遺産)
- ⑩—甲府盆地(扇状地, 果樹栽培)
- ⑪—日光(世界文化遺産)
- ⑫—渡良瀬川流域(足尾銅山鉍毒問題)
- ⑬—浅間山麓(高冷地農業)
- ⑭—八ヶ岳山麓(高冷地農業)
- ⑮—糸魚川—静岡構造線(フォッサマグナ西縁)
- ⑯—黒部ダム(日本最大規模のダム)
- ⑰—神通川流域(イタイイタイ病)
- ⑱—砺波平野(散村, 屋敷森)
- ⑲—能登半島(伝統工芸—輪島塗)
- ⑳—木曽ヒノキ(日本三大美林)
- ㉑—日本アルプス(飛騨・木曽・赤石の3山脈)
- ㉒—三保松原(世界文化遺産)
- ㉓—牧ノ原台地(洪積台地, 茶の栽培)
- ㉔—浜松(楽器・オートバイ)
- ㉕—中京工業地帯
- ㉖—豊田(日本最大の自動車工業)
- ㉗—濃尾平野(木曽・長良・揖斐の下流, 輪中集落)
- ㉘—四日市(四日市ぜんそく)
- ㉙—伊勢(伊勢神宮, 鳥居前町)
- ㉚—英虞湾・五ヶ所湾(真珠養殖)

(誤) リレー走でのオーバーゾーン

▼バトンプスのやり方

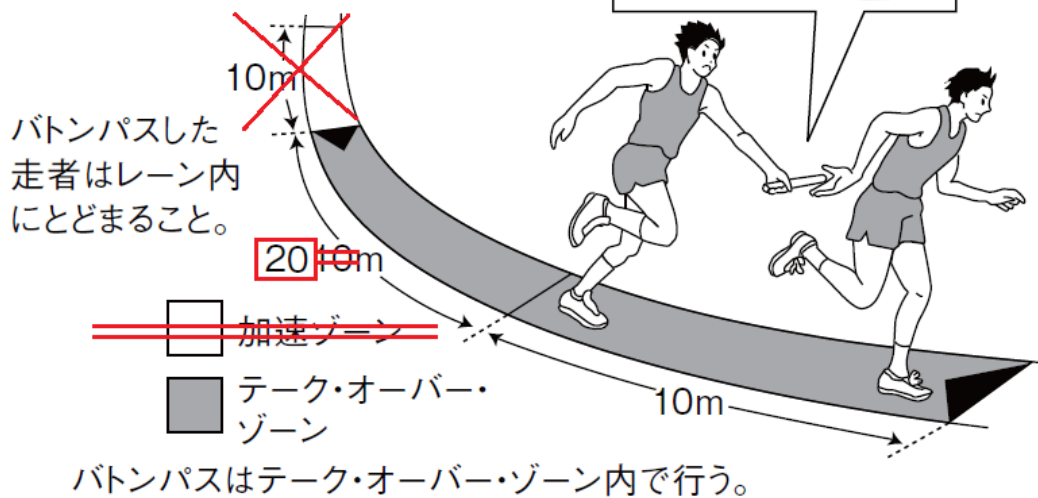
4×200mまでのリレーでは、10m前の加速ゾーンから助走してよい。



(正)

▼バトンプスのやり方

~~4×200mまでのリレーでは、10m前の加速ゾーンから助走してよい。~~



※テイク・オーバー・ゾーンは30mになりました。

※加速ゾーンは廃止され、テイク・オーバー・ゾーンの入り口から20mのところ基準線が設けられました。

ついて助言を行った。

- 3 発達障害のある児童が多く在籍する小学校の事例検討会に、特別支援教育コーディネーターとして定期的に参加し、授業場面のVTR等を見ながら、特別な支援を要する児童一人一人に必要な支援内容・方法の検討に対する助言を行った。
- 4 特別支援学校にある教材・教具や補助具、コミュニケーション支援機器や入力支援機器等を、地域の小・中学校等の要請に基づいて貸し出すとともに、効果的な活用方法について小・中学校を訪問し、当該教員に助言を行った。

解答

1

解説

1の「個別の教育支援計画の策定を行った」という部分が適切でない。特別支援学校は、地域の小・中学校の特別支援学級や通常学級の支援の必要な児童生徒、保護者、教員に対する相談支援を行っており、電話相談や来校相談も行っている。支援の内容として、環境の整備や学習や生活上の配慮、指導内容や指導方法などについてアドバイスを行っているが、個別の教育支援計画の策定は相談を受けた特別支援学校がするのではなく、当該児童の在籍する学校の教員が中心となって行う。

例題 4

次の文は、中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」に例示された、特別支援学校のセンター的機能についての記述である。（①）～（⑤）にあてはまる語句を答えよ。

ア 小・中学校等の（①）への支援機能

個々の幼児児童生徒の指導に関する助言・相談のほか、個別の教育支援計画の策定に当たっての支援など

イ 特別支援教育等に関する（②）機能

地域の小・中学校等に在籍する幼児児童生徒や保護者への相談・情報提供、幼稚園等における障害のある幼児への教育相談など

- ウ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
小・中学校の児童生徒を対象とする通級による指導や巡回による指導，就学前の幼児や乳幼児に対する指導及び支援など
- エ 福祉，医療，労働などの関係機関等との（ ③ ）機能
個別的教育支援計画の策定に当たり，福祉，医療，労働などの関係機関等との連絡・調整など
- オ 小・中学校等の教員に対する（ ④ ）機能
- カ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の（ ⑤ ）機能

- 解答** ① 教員 ② 相談・情報提供 ③ 連絡・調整
④ 研修協力 ⑤ 提供

例題 5

次の文は，特別支援学校学習指導要領解説総則編から抜粋した，特別支援学校のセンター的機能についての説明である。あとの各問いに答えよ。

（ ① ）第74条においては，特別支援学校が小・中学校等の要請に応じて，幼児児童生徒の教育に対する必要な助言又は援助を行うよう努めるものとするという規定が設けられていることを踏まえて，特別支援学校が地域の実態や家庭の要請等に応じて，児童生徒やその保護者に対して行ってきた教育相談等のセンターとしての役割に加え，地域の小・中学校等の要請に応じ，障害のある児童生徒等や担当する教師等に対する助言や援助を行うこと，その際学校として組織的に取り組むこと，他の特別支援学校や小・中学校等と連携を図ることを示している。

- (1) 文中の（ ① ）に当てはまる法令名を答えよ。
- (2) 下線部に関して，特別支援学校学習指導要領解説総則等編に示されている，特別支援学校のセンター的機能に該当するものを，次のア～オから2つ選び，記号で答えよ。

広島県・広島市の養護教諭

例題 8

健康診断について、次の(1)、(2)の問いに答えよ。

- (1) 健康診断を6月30日までに受けることができなかった児童生徒への対応について、「学校保健安全法施行規則」第5条(時期)にはどのように示されているか、その内容を書け。
- (2) 健康診断は、児童虐待を発見しやすい場でもある。健康診断時における虐待発見の視点を4つ書け。

解答

(1) その事由のなくなった後、すみやかに健康診断を行うものとする。(2) ・発育不全 ・不自然な傷、あざ ・不潔な皮膚 ・ひどい蝕

解説

(1) 児童生徒等の健康診断の時期に関しては、学校保健安全法施行規則第5条第1項で「毎学年、6月30日まで」「ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行う」とある。(2) 身体的虐待では、服で隠れている部位に外傷がみられたり、ケガの説明が曖昧だったりする。また、捻傷や打撲傷の色調変化、特徴ある外傷所見も早期発見につながるため、確認しておこう。心理的虐待では、摂食障害や自傷行為などから発見されることもある。性的虐待では、身体接触を異常に怖がったり、年齢にそぐわない性的発言がみられたりする。ネグレクトでは、衣服や身体が汚れていたり、空腹を訴えたりする。

例題 9

健康診断について、次の各問いに答えなさい。

- (1) 次は、「学校保健安全法施行規則」(平成28年3月改正)の一部である。法令に即して(①)～(⑤)に当てはまる適切な語句を書け。

第2章 第3節 職員の健康診断 (検査の項目)

第2章 第3節 職員の健康診断

(検査の項目)

第13条 法第15条第1項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び腹囲
 - 二 視力及び聴力
 - 三 (①)の有無
 - 四 (②)
 - 五 尿
 - 六 (③)の疾病及び異常の有無
 - 七 貧血検査
 - 八 (④)検査
 - 九 (⑤)検査
 - 十 血糖検査
 - 十一 心電図検査
 - 十二 その他の疾病及び異常の有無
- 2 (略)
- 3 (略)

- (2) 次は、「学校保健安全法施行規則」(平成28年3月改正)の一部である。法令に即して(①), (②)に当てはまる適切な語句を書け。

第2章 第2節 児童生徒等の健康診断

(保健調査)

第11条 法第13条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては(①)において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の(②), 健康状態等に関する調査を行うものとする。

- (3) 次の表1は、「児童生徒等の健康診断マニュアル」(平成27年度改訂公益財団法人 日本学校保健会)を踏まえて、健康診断を実施する際に念頭においた方がよい疾病について作成したものである。(①)～

(④)に当てはまる適切な疾病名を書け。

【表1】

疾 病 名	症 状 等
①	ウイルスが原因で生じ、皮膚と皮膚の接触によって感染する。プールでの感染が多いことから、「みずいぼ」と呼ばれる。自然治癒を待つには長時間を要するため、周囲の小児に感染することを考慮して治療する。
②	毛髪に卵や成虫を見つけることで診断する。出席停止の必要はなく、感染している児童生徒に対し、早期に一齐に治療を始めることが大切である。
③	鼻の左右の空間を仕切る壁が強く曲がっているため、鼻づまりや鼻出血の原因となることがある。
④	乳歯から後継永久歯への交換期に、乳歯がう蝕などのために脱落しないで残っていると、後継永久歯が正しい位置に萌出することが出来ず、歯列不正の原因になることがある。

(4) 次の表2は、「学校心臓健診の実際 スクリーニングから管理までー平成24年度改訂ー」(平成25年度 公益財団法人日本学校保健会)に「突然死を起こす可能性がある疾患」として示されているものである。(①)～(⑧)に当てはまる疾患をあとのア～クから選び記号で書け。

【表2】

<p><先天性心疾患></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手術をした先天性疾患 大血管転位症やファロー四徴症などで 心不全があるもの 不整脈があるもの ・複雑心奇形 ・(①) <p><心筋疾患></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心筋症(肥大型, 拡張型, 拘束型など) ・(②) <p><冠動脈疾患></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(③), 冠動脈狭窄, 冠動脈閉鎖 ・冠動脈低形成 ・冠動脈起始異常 <p><不整脈></p>

- ・多形性(④)
 - ・R on T型(④)
 - ・心室頻拍
 - ・洞結節機能不全
 - ・3度(⑤)
 - ・高度(⑤)
 - (⑥)
 - ・カテコラミン誘発多形性心室頻拍
 - ・ブルガダ症候群
 - ・一部の(⑦)
- <その他>
- ・原発性(⑧)
 - ・アイゼンメンジャー症候群
 - ・マルファン症候群

- | | | | |
|---|----------|---|---------|
| ア | 川崎病後冠動脈瘤 | イ | 房室ブロック |
| ウ | 心室期外収縮 | エ | 心筋炎 |
| オ | 大動脈弁狭窄症 | カ | WPW症候群 |
| キ | 肺高血圧症 | ク | QT延長症候群 |

解答

- (1) ① 結核 ② 血圧 ③ 胃 ④ 肝機能
 ⑤ 血中脂質 (2) ① 全学年 ② 発育
 (3) ① 伝染性軟属腫 ② アタマジラミ ③ 鼻中隔わ
 ん曲症 ④ 要注意乳歯 (4) ① オ ② エ
 ③ ア ④ ウ ⑤ イ ⑥ ク ⑦ カ ⑧ キ

解説

- (1) 職員の健康診断については、学校保健安全法第15条、第16条で職員の定期・臨時の健康診断と事後措置について定められている。設問は学校保健安全法施行規則第13条第1項であるが、省略されている同第2項と第3項において、第1項に定められた12の検査項目のうち除くことができる項目について述べられている。(2) 保健調査は、事前に児童生徒等の健康状態を把握し、

健康診断をよりの確に実施するために活用されている。詳しくは『児童生徒等の健康診断マニュアル(平成27年度改訂)』(公益財団法人 日本学校保健会)を参考にされたい。(3) ①と②は健康診断を実施する際に念頭においた方がよい皮膚科関連の感染症として挙げられている。他には、尋常性疣贅(いぼ)とトンズランス感染症がある。③は耳鼻咽喉疾患(鼻)である。鼻については他に、アレルギー性鼻炎、副鼻腔炎、慢性鼻炎が挙げられる。④の要注意乳歯は、かかりつけの歯科医へ相談するよう受診の勧めが必要である。歯については他に、矯正治療、指しゃぶりや爪かみなどのくせ、先天性欠損症などがなく、保健調査票で事前に確認しておく。(4) 突然死を起こす可能性がある疾患の子どもに対しては、学校生活管理指導表を提出してもらい、職員に周知し共通理解を図る、体育や学校行事は指導区分と運動強度の定義により判断する、保護者との連絡を密にし、注意深く管理・指導を行う等のことが大切である。

例題10

学校における健康診断の実施に関して、次の文章は、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(平成26年文部科学省令第21号)」についての「改正の概要」である。文中の各空欄に適する語句を答えよ。

改正の概要

1 児童生徒等の健康診断

(1) 検査の項目並びに方法及び技術的基準

- ア (①) の検査について、必須項目から削除すること。
- イ (②) の有無の検査について、必須項目から削除すること。
- ウ 「(③) の状態」を必須項目として加えるとともに、(③) の状態を検査する際は、(③) の形態及び発育並びに(④) の機能の状態に注意することを規定すること。

(2) (⑤)

学校医・学校歯科医がより効果的に(⑥)を行うため、(⑤)